記者発表

令 和 ７ 年 １２ 月 １１ 日
福島県道路メンテナンス会議

福島県内の橋梁等の2024年度（令和6年度）点検結果をとりまとめ

～福島の道路メンテナンス概要（3巡目の1年目）の公表～

2014年度より道路管理者は全ての橋梁、トンネル、道路附属物等について、5年に1度の点検が義務付けられています。2023年度に2巡目点検が完了し、2024年度から3巡目点検を実施しています。

今般、3巡目（2024年度）の点検実施状況、これまでの措置状況、道路メンテナンス会議の取り組み等を「福島の道路メンテナンス概要」としてとりまとめましたのでお知らせいたします。

1. 3巡目点検の実施率及び結果
   - 3巡目（2024年度）の点検実施状況は、橋梁：16%、トンネル：21%、道路附属物等：11%を実施しています。
   - 全道路管理者の2024年度の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ・Ⅳ）の施設数は、橋梁：311橋、トンネル：16箇所、道路附属物等：3施設となっています。

2. 修繕等措置の着手率
   - 2巡目点検で判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された橋梁で、2024年度末までに修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省：78%、高速道路会社：71%、地方公共団体：56%となっています。

3. 緊急に措置を講ずべき施設の措置状況
   - 2024年度末時点で判定区分Ⅳと診断された橋梁は、2023年度末時点の12橋から10橋に減少しています。トンネル及び道路附属物等では、2024年度末時点で判定区分Ⅳと診断された施設はありません。

福島県道路メンテナンス会議では、点検結果を踏まえ、各道路管理者と連携して計画的なメンテナンスを引き続き実施して参ります。

福島の道路メンテナンス概要は、以下の Web ページにてご覧いただけます。
https://www.thr.mlit.go.jp/fukushima/antenna/pdf/douromente.pdf

〈発表記者会：福島県政記者クラブ、福島市政記者クラブ〉

＜問い合わせ先＞　福島県道路メンテナンス会議事務局

国土交通省 福島河川国道事務所
副所長　岩渕 賢一　　TEL 024-546-4331（代表）（内線 205）

福島県 土木部 道路管理課
主幹兼副課長　伊藤　仁規　　TEL 024-521-7468（直通）